

平成16年度年度計画による自己点検・評価書

- 5 教育研究組織(センター等)

(1) 観点ごとの自己点検・評価

観点 - 5 - : 全学的なセンター等が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

(観点にかかる状況)

) 障害児教育実践センターが、教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

障害児教育実践センターは、障害児教育における実践的な教育及びその研究の推進を図るとともに、障害児教育諸学校の教員の研修を行うことを目的としている。

障害児教育実践センターでは毎日臨床実習の授業が行われており、実際にセンターを訪れた障害児を対象に院生と教員が指導や教育相談を行っている。この臨床実習を通して院生は実践的な指導力と発達診断の技術を身につけている。また、院生の中には指導教員のもとで事例研究を行って修士論文を作成する者も少なからずおり、研究成果は学会で発表している。以上のことから障害児教育実践センターはその教育研究の目的を十分果たしている。具体的なデータは「上越教育大学障害児教育実践センター紀要第11巻」(平成17年3月)にまとめる予定であるが、昨年度とほぼ同様な実績になる見込みである。昨年度の実績は「上越教育大学障害児教育実践センター紀要第10巻」(平成16年3月)参照。

(分析結果)

相応である。

(根拠理由)

障害児教育における実践的な教育実績として、院生を対象にした毎日の教育臨床が挙げられる。これは障害児教育臨床実習という授業に位置づけられており、障害児教育を専攻する院生のほとんどが受講した。また、心理・生理検査法、障害児場面分析演習、ゼミなどの授業もセンターの施設設備を利用して行われた。教員研修実績として公開セミナーを含む各種の研修会や講習会が多数開催された。さらに合計6名の現場教師を研究生として受け入れた。以上のことから、障害児教育実践センターとしての目的を十分果たしたものと評価できる。

(2) 優れた点及び今後の検討課題

(優れた点)

障害児教育講座では教育の柱として臨床実習を重要視しており、センターでの実習が十分行えているところが優れた点といえる。また、地域の障害児に対する教育相談や地域の教員を対象にした研修会も充実しており、地域貢献という観点からもセンターは他大学にはない特色を出している。

(今後の検討課題)

地域との連携で行われてきた各種のセンター活動は個々に独立して立ち上がり累積的に大きな実績とはなっているが、センター全体の機能としてのまとまりがなかった。今後、センターの機能を見直して各事業を有機的に組織化し、現在の特殊教育の事情により適合した事業を展開できるよう検討する必要がある。

[1] 上越教育大学障害児教育実践センター規則（抄）

上越教育大学障害児教育実践センター規則（抄）

（趣旨）

第1条 この規則は、国立大学法人上越教育大学学則（平成16年学則第1号）第13条第2項の規定に基づき、上越教育大学障害児教育実践センター（以下「障害児センター」という。）に関し必要な事項を定める。

（目的）

第2条 障害児センターは、障害児教育における実践的な教育及びその研究の推進を図るとともに、障害児教育諸学校の教員の研修を行うことを目的とする。

（職員）

第3条 障害児センターに、次の各号に掲げる職員を置く。

- (1) 障害児センター長（以下「センター長」という。）
- (2) 教授又は助教授，講師，助手
- (3) その他必要な職員

（管理運営）

第4条 障害児センターは、センター長が管理運営する。

（運営委員会）

第5条 センター長の諮問に応じ障害児センターの運営に関する重要事項を審議するため、障害児教育実践センター運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会の組織及び運営等に関し必要な事項は、別に定める。

（事務の処理）

第6条 障害児センターに関する事務は、総務部研究連携室において処理する。

（細則）

第7条 この規則に定めるもののほか、障害児センターに関し必要な事項は、センター長が別に定める。